

公益社団法人 ON THE ROAD 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ON THE ROAD(以下「当法人」という。)が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)一般寄付金：当法人の会員を含む広く一般社会に募金を行うことにより受領する寄付金
- (2)特定寄付金（指定寄付金）：前項のほか、会員を含む広く一般社会から受領する寄付金であって、その使途、処分及び保有形態について制約が課せられた寄付金。

(使途)

第3条 受領した一般寄付金総額の 50%を当法人が行う公益目的事業に使用すること、残余は管理費に充当する。

(申込)

第4条 寄付金を受領する場合は、別に定める寄付金申込書により申込を受け、原則として理事会の承認を受けなければならない。

(一般寄付金の募集)

第5条 一般寄付金は、常時募集することができる。

2 一般寄付金は、寄付金総額の 50%を当法人が行う公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄付金の募集)

第6条 特定寄付金を募集する場合、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途およびその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を決裁権限規程の定めるところにより代表理事に提出し、代表理事の承認を求めなければならない。

2 特定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、当法人が特定した目的に使用するものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第 7 条 特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページにおいて募金目論見書を公開することをもってこれに代えることができる。

(受領書等)

第 8 条 一般般寄付金及び特定寄付金を受領したときは、寄付者に対して領収書を発行する。

2 一般寄付金及び特定寄付金の受領者氏名、金額等を理事会において報告をする。

(寄付金に係る結果の報告)

第 9 条 当法人は、寄付者の求めに応じて寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

2 当法人は、寄付者の求めに応じて当該寄付金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

(情報公開)

第 10 条 当法人が受領する寄付金については、事務所に備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

付則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する（令和 4 年 3 月 15 日理事会決議）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する（令和 4 年 11 月 6 日理事会決議）